

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11 ~ R7.7.18 10週+1ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社NIPPOの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)」の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)」の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)」を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、NIPPOと系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日精(株)	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 2か月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
住友重機械搬送システム(株)	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号			
IHI運搬機械(株)	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 2か月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	新明和工業(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
新明和工業(株)	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号			

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファシリティーズ(株)	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ~ R7.10.3 3か月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	関電ファシリティーズ(株)は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
大成産業(株)	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9	R7.7.4 ~ R7.10.3 3か月	指名停止等措置要領 別表第2第4号イ (贈賄)	大成産業(株)の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
パナソニックマーケティング ジャパン(株)	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ~ R7.9.17 2か月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	令和7年1月31日、当該事業者らは建設業許可部局(関東地方整備局及び近畿地方整備局)より、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニック環境エンジニアリング(株)	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	R7.7.18 ~ R7.9.17 2か月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	令和7年1月31日、当該事業者らは建設業許可部局(関東地方整備局及び近畿地方整備局)より、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。